

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	岩	田	喜	美枝
同	松	本	正	一郎

平成 28 年 6 月 1 日付 28 監総第 202 号で受け付けた住民監査請求の結果については、合議により、下記のとおり、既に実施した監査の結果をもって本件請求の監査結果とすることと決定したので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、平成 27 年 5 月から約 1 か年の間に前知事が都庁から世田谷区を經由し神奈川県湯河原町に行った 31 回は、自宅に 1 時間から 3 時間程いたこととなり「私的活動」に入っていることを意味するため、私的活動中に公用車を使用し、湯河原の別荘に出かけた経費について、都は前知事に対する不当利得返還請求権（以下「本件債権」という。）の行使を怠っているとして、本件行使を求めているものと解される。

ところで、本件請求については、先に別の住民からなされた住民監査請求（以下「先の請求」という。）と請求内容が同一であると認められ、同一の内容の請求が別人によってなされた場合、既に行った監査の結果を請求人に通知すれば足りる（昭和 34 年 3 月 19 日行政実例）ものとされている。

先の請求について、都監査委員は、既に請求人の主張には理由がないと判断（平成 28 年 7 月 14 日付 28 監総第 341 号決定）しており、本件請求についてもこの判断を変更する特段の事情は認められない。

よって、平成 28 年 7 月 14 日付 28 監総第 341 号にて決定した住民監査請求監査結果をもって本件請求の監査結果とする。